

## 特定建築物等事務処理要領

### 第1 目的

この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）の施行に関する事務処理要領を定めることにより、建築物衛生行政向上に資することを目的とする。

### 第2 特定建築物の届出

- (1) 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）規定による特定建築物の届出は、特定建築物届書（様式1）によるものとする。なお、特定建築物届書の「特定建築物の構造設備の概要」欄は、別紙様式「構造設備の概要」により別紙とする。
- (2) 前項の規定による届出を受けたときは、届出事項に誤りのないことを確認した後、届出者に対し受理書（様式2）を交付する。
- (3) 届出された特定建築物の内容については、特定建築物名簿（様式3）へ登載し特定建築物台帳（様式4）を作成する。

### 第3 変更および適用外の届出

法第5条第3項の規定による変更または適用外の届出は、特定建築物届出事項変更届書（様式5）または特定建築物適用外届書（様式6）によるものとする。

### 第4 立入検査

- (1) 法第11条第1項の規定に基づく立入検査は、毎年度1回以上行なうものとする。また、法第5条第1項または第2項の規定による届出のあった特定建築物については、当該届出があった後、速やかに行なうものとする。
- (2) 前項の立入検査は、特定建築物立入検査項目表（様式7）により行なうものとする。立入検査の結果、維持管理上不適切な事項がある場合には、必要に応じ特定建築物維持管理指導票（様式8）を特定建築物の所有者等に交付して指導を行なうものとする。
- (3) 前項の指導事項については、速やかに対応させるとともに、必要

があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し指導事項改善報告書（様式 9）を提出させるものとする。

(4) 前記指導事項改善報告書の内容確認は、現地確認を原則とする。

## 第 5 報告の徴収

(1) 特定建築物の維持管理状況を把握するため、法第 11 条第 1 項の規定による報告の徴収および法第 13 条第 2 項の規定による資料の提出を求めるにあたっては、特定建築物維持管理報告書（様式 10）を、年度毎に提出させるものとする。

(2) 前項の規定による報告および資料の提出期限は、翌年度の 5 月 31 日とする。

(3) 報告により維持管理の不備がある場合には、必要に応じ特定建築物維持管理指導票を交付して指導を行なうものとする。

## 第 6 給水用防錆剤使用管理基準

特定建築物において給水用防錆剤を使用する場合は、法に定めるもののほか別に定める給水用防錆剤使用管理基準により取り扱うものとする。

## 附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 10 年 4 月 1 日

改正 平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 10 月 1 日

改正 平成 25 年 6 月 14 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

## 特定建築物届書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所  
届出者  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称および代表者の氏名 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称			
特定建築物の所在場所			
特定建築物の用途			
特定建築物の面積	用途内		合計
	用途外		
特定建築物の構造設備の概要	別紙のとおり		
特定建築物維持管理権原者	住 所		
	氏 名		
特定建築物所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときには、当該権原を有するもの)	住 所		
	氏 名		
建築物環境衛生管理技術者	住 所		免状番号
	氏 名		
建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物	名 称		
	所在場所		
特定建築物が使用される(特定建築物に該当する)に至った日	年 月 日		

注1 添付書類

- (1) 特定建築物周辺図
- (2) 特定建築物各階平面図
- (3) 空気調和設備の平面図および断面図
- (4) 空気調和系統図
- (5) 受水槽および高置水槽の平面図および断面図
- (6) 汚水槽および雑用水槽の平面図および断面図
- (7) 給排水系統図
- (8) 建築物環境衛生管理技術者の免状の写しおよび履歴書
- (9) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合にあっては、当該者が当該権原を有することを証する書類(10に掲げる場合を除く。)
- (10) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該権原を有することを証する書類
- (11) 建築物環境衛生管理技術者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるときは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果(同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。)を記載した書面の写し

注2 「建築物維持管理権原者」および「特定建築物の所有者」の欄には、法人にあっては、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

受 理 書

函 保 生

年 月 日

様

市立函館保健所長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項の規定による届出は、 年 月 日付けをもって受理しました。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所
- 3 特定建築物の用途

注) 届出内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。

### 特 定 建 築 物 名 簿

番号	特定建築物の名称	主要用途	届出者の氏名	届出年月日	担当者氏名	備 考
	所 在 場 所	延べ面積	住 所	該当年月日	(管理士)電話	(特記事項)
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	
				. . .		
		㎡		. . .	—	

特 定 建 築 物 台 帳						
名 称						
所 在 場 所		函館市 町 ( 丁目 ) 番 ( 番地 ) 号				
届 出 者	住 所					
	氏 名					
維 持 管 理 権 原 者	住 所					
	氏 名					
所 有 者	住 所					
	氏 名					
管理担当者 ( 電話 )		TEL				
用 途	主 要				そ の 他	
延 べ 面 積	用途内	m <sup>2</sup>	用途外	m <sup>2</sup>	合 計	m <sup>2</sup>
届 出 年 月 日		特 定 建 築 物 と な っ た 年 月 日			竣 工 年 月 日	
. .		. . .			. .	
建 築 物 環 境 衛 生 技 術 管 理 者 が 兼 任 す る 他 の 特 定 建 築 物	名 称					
	所 在 場 所					

建築物環境衛生管理技術者異動状況

氏名 (生年月日)	住 所	免 許 番 号 取 得 年 月 日	異 動 年 月 日	備 考
( . . )		第 . 号 . .	選任 . . 解任 . .	
( . . )		第 . 号 . .	選任 . . 解任 . .	
( . . )		第 . 号 . .	選任 . . 解任 . .	
( . . )		第 . 号 . .	選任 . . 解任 . .	
( . . )		第 . 号 . .	選任 . . 解任 . .	

変 更 届

届 出 年 月 日	変 更 年 月 日	変 更 事 項
. .	. .	
. .	. .	
. .	. .	
. .	. .	
. .	. .	

行 政 処 分 及 び 行 政 措 置 等

処 分 年 月 日	指 示 事 項
. .	
. .	
. .	



## 特定建築物届出事項変更届書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所  
届出者  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称および代表者の氏名 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	
特定建築物の所在場所	
特定建築物の用途	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

注1 添付書類

- (1) 建築物の増改築を伴う変更の場合、変更に係る各階の平面図
- (2) 主要な構造設備の変更の場合は、当該設備の平面図および断面図
- (3) 建築物環境衛生管理技術者の変更の場合は、その免状の写しおよび履歴書
- (4) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合において、当該者の変更を伴う場合は、その変更後の当該権限を有する者が当該権限を有すること証する書類（(5)に掲げる場合を除く。）
- (5) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権限を有するものがある場合において、当該者の変更を伴う場合は、その変更後の当該権限を有する者が当該権限を有することを証する書類
- (6) 建築物環境衛生管理技術者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるときは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し

注2 「特定建築物の名称」、「特定建築物の所在場所」、および「特定建築物の用途」の欄には、特定建築物届書に記載した名称等を記載すること。

## 特定建築物適用外届書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所

届出者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称および代表者の氏名 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	
特定建築物の所在場所	
特定建築物の用途	
特定建築物に該当しないこととなった理由	
特定建築物に該当しないこととなった年月日	年 月 日

注 「特定建築物の名称」、「特定建築物の所在場所」、「特定建築物の用途」の欄には、特定建築物届書に記載した名称等を記載すること。

法第11条に基づく特定建築物立入検査項目表

立入検査 年 月 日

建築物名称	
所在場所	函館市 町 (丁目) 番 (番地) 号
所有者	
管理技術者	
立会者	
検査者	

1 帳簿、書類等の整備状況

(1) 図面

検査の種別	No.	検査項目	判定	摘要
建築図面	1	建物の平面図・立面図・断面図の保管		
空調系統図	2	空気調和・ダクト系統図 (平面・断面)		
給排水系統図	3	給水・排水系統図 (平面・断面)		
設備機器関係書類	4	主要設備の関係書類 (設置場所・能力・系統等)		

(2) 帳簿書類

年間事業計画	5	環境衛生上の管理について総合的な事業計画の作成		
空気環境の整備	6	月間又は週間等の点検・整備計画の作成		
	7	施設の点検・整備の実施記録の保管		
	8	規定に基づく空気環境測定の実施記録の保管		
給排水の管理	9	月間又は週間等の点検・整備計画の作成		
	10	施設の点検・整備の実施記録の保管		
	11	規定に基づく残留塩素の検査結果の記録, 保管		
	12	規定に基づく水質検査の実施記録の保管		
	13	飲料水に腐食抑制剤使用の場合, 関係帳簿書類の整備		
清掃及びごみ処理	14	月間又は週間等の清掃計画の作成		
	15	清掃の実施記録作成, 保管		
	16	ごみの排出量・処分量の記録		
ねずみ・こん虫等の防除	17	月間又は週間等の点検・防除の計画の作成		
	18	点検・防除の実施記録の保管		
その他	19	環境衛生上必要な設備の点検・整備記録の保管		

2 施設の維持管理状況

(1) 空調管理

空気環境の測定	20	空気環境の測定を2月以内ごとに1回定期に実施		
	21	測定は規定による方法で実施し, かつ活用しているか		
	22	測定機器は正常か, 浮遊粉じん測定機の較正 (1回/年) 実施		
外気取入口	23	外気取入口での排気, ばい煙, 有毒ガス等の影響		
	24	排気口の歩行者や隣接建築物等に対する悪影響		
空気調和設備等	25	空調機械室及び空調機等の清掃・管理 (清浄な状態)		
	26	空気清浄装置 (集塵機・エアフィルター等) 点検・清浄・交換		
	27	空気冷却・加熱機 (冷温水コイル等) の清掃及び整備		
	28	加湿・除湿装置の清掃及び整備		
	29	ダクト・送風機等に異常な騒音・振動はないか		

室内等	30	温度及び湿度受感部の位置・機能は適性か		
	31	吹出口及び吸込口の性能に悪影響を及ぼす障害物・清掃等		
	32	不快な臭気（便所・厨房・駐車場等の臭気等の悪影響）		
	33	空気環境についてテナントからのクレームはないか		

(2) 給水の管理

水質検査	34	規定に基づく水質検査の実施（6月以内ごとに1回）		
	35	規定に基づく残留塩素測定の実施（7日以内ごとに1回）		
	36	残留塩素の含有率は基準に適合しているか		
受水槽及び高置水槽	37	規定に基づく槽内の掃除の実施（1年以内ごとに1回定期的に）		
	38	槽内に錆・水あか・浮遊物質・沈積物質等がないか		
	39	マンホール・オーバーフロー管・通気管等から汚水の侵入		
給水管等	40	マンホール・オーバーフロー管・通気管等から鼠・昆虫等の侵入		
	41	ポンプ室の清掃，給水ポンプの点検・整備		
その他の事項	42	クロスコネクションはないか，吐水口空間は十分か		
	43	塩素滅菌機を設けている場合，点検・整備		
	44	緊急用の塩素剤の常備		
	45	金属封鎖剤を添加している場合，適正な使用，管理		

(3) 排水の管理

雑排水槽	46	槽内掃除の実施（6月以内ごとに1回定期的に）		
	47	排水状況はよく，槽にスカム・悪臭の発生はないか		
排水管系統等	48	配水管・阻集器等の掃除の実施（6月以内ごとに1回定期的に）		
	49	調理室・各洗場等の排水状態，排水溝の掃除		
	50	阻集器・トラップその他衛生器具の機能・管理		

(4) 清掃及びごみ処理

清 掃	51	日常清掃及び6月以内ごとに1回定期的な統一的清掃の実施		
	52	共用区域（玄関・廊下・階段・便所等）の清掃状況		
	53	専用区域（事務室・居室・店舗・ホール等）の清掃状況		
	54	厨房・食堂等食料品を扱う場所は清潔で衛生的か		
	55	建物の周囲・外壁・窓ガラス等の清掃状況		
ごみ処理	56	ごみ集積場所の区画・広さ及び搬出の容易さ		
	57	ごみ集積場所・収納場所以外の場所での保管等		
	58	焼却ごみ・不燃ごみ等の区分，整理整頓		
	59	ごみ集積場所の排気設備・防臭装置の設置		
	60	ごみ集積場所・ごみ入れ容器等の清掃・洗浄		
	61	厨芥容器は不浸透性のものを使用し，使用時にふたをする		
	62	各区域のごみ中継場所の清掃・整理，ダストシュートの清掃		
	63	焼却ごみ・不燃性ごみ・厨芥等の分別収集		

(5) ねずみ・こん虫等の防除

ねずみ・こん虫等の防除	64	規定に基づく防除の実施（6月以内ごとに1回定期的に統一的に）		
	65	食品・厨芥類等の保管及び防除設備		
	66	ねずみの生息（ごみ集積場・厨房・倉庫等）		
	67	ゴキブリの生息（ごみ集積場・厨房・事務室等）		
	68	ハエの生息（ごみ集積場・汚水槽等）		
	69	カの生息（排水槽・湧水槽・水たまり等）		
	70	その他こん虫の生息（白アリ・ダニ・シミ等）		

## 特定建築物維持管理指導票

年 月 日

様

市立函館保健所長

特定建築物の名称	
特定建築物の所在場所	
特定建築物の用途	
建築物環境衛生管理技術者	
立入検査 (維持管理報告書) 年月日	年 月 日

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項の規定による立入検査（維持管理報告書）の結果，上記建築物の衛生的環境の維持管理に関し，次の事項を指示します。

指 示 事 項	改 善 期 間

この指示事項について早急に措置を講じた後，別紙指導事項改善報告書により，年 月 日までに報告してください。

## 特定建築物適用外届書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所  
届出者  
氏 名  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称および代表者の氏名 〕

特定建築物維持管理指導票により指示を受けた事項について、次のとおり措置を講じたので報告いたします。

### 記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在場所
- 3 特定建築物維持管理指導票受理年月日 年 月 日
- 4 担当者氏名

電 話 番 号

指 示 事 項	事 後 措 置

特定建築物名		特定建築物所有者等	
特定建築物所在地		特定建築物維持管理権原者	
建築物環境衛生管理技術者	他の特定建築物施設との兼任 有 ・ 無 (市外を含む)		

飲料水の管理	飲料水の種類		飲用・炊事用・浴用・手洗用・その他( )	給湯器の湯(中央式)		
	水源		上水道水・専用水道水 その他の井水・その他( )	上水道水・専用水道水 その他の井水・その他( )		
	受水槽	有効容量		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
		型式	床上型 ・ 床下型		床上型 ・ 床下型	
	給水方式		上水道直結方式・高置水槽方式 加圧ポンプ方式・その他( )	上水道直結方式・高置水槽方式 加圧ポンプ方式・その他( )		
	残留塩素	検査結果	適合 ・ 不適合 (55度以上の場合は検査省略可能)			
	水質	検査年月日	前期( . . )	前期( . . )		
			後期( . . )	後期( . . )		
		前期	検査結果	適合 ・ 不適合( )		
			検査項目	16項目 ・ 省略項目		
		後期	検査結果	適合 ・ 不適合( )		
			検査項目	16項目 ・ 省略項目		
	検査	消毒副成生物	検査年月日	今回( . . ) 前回( . . )		
			今回の検査結果	適合 ・ 不適合( )		
		有機化学物質	検査年月日	今回( . . ) 前回( . . )		
			今回の検査結果	適合 ・ 不適合( )		
	貯水槽(貯湯槽)の清掃	清掃年月日	今回( . . ) 前回( . . )			
	給水用防錆剤	使用の有無	有( ) ・ 無			
		水質検査	適合 ・ 不適合( )			
	簡易専用水道についての検査		今回( . . ) 前回( . . )			
注) 飲料水とは、飲用その他生活用(炊事用、浴用(旅館の大浴場は除く)、手洗用、洗浄装置付便器用、給湯器用など)の水です。						
注) 水源別に3つ以上の飲料水系統がある場合は、2枚以上に分けて作成してください。						

雑用水の管理	種別	飲料系統との別	使用水の種類	残留塩素(1回/7日)	pH・臭気・外観(1回/7日)	大腸菌(1回/2月)	濁度(1回/2月)	雑用水槽の点検
	散水・修景・清掃	同系統	上水道水・専用水道水	適合	適合	適合	適合	有 ・ 無
		別系統	その他の井水・その他( )	不適合	不適合	不適合	不適合	
	水洗便所	同系統	上水道水・専用水道水	適合	適合	適合	適合	有 ・ 無
別系統		その他の井水・その他( )	不適合	不適合	不適合	不適合		
	その他の雑用水	同系統	上水道水・専用水道水	適合				有 ・ 無
		別系統	その他の井水・その他( )	不適合				
注) 使用水が、次に該当する場合は検査対象外です。①上水道水 ②専用水道の水 ③旅館で浴場水と同系統の水								



空気環境の測定	設備の種類		空調設備・機械換気設備・その他（ ）				
	測定項目		測定結果			不適合の場合の改善措置方法	改善措置後の状況
			測定箇所数	適合箇所数	適合率 (%)		
	測定結果	浮遊粉じんの量		ヶ所x 回 =			
		一酸化炭素の含有率		ヶ所x 回 =			
		二酸化炭素の含有率		ヶ所x 回 =			
		温度		ヶ所x 回 =			
		相対湿度		ヶ所x 回 =			
気流		ヶ所x 回 =					
ホルムアルデヒド (新築・増築、大規模修繕・模様替時)		ヶ所x 回 =					
注) 空調設備、機械換気設備であれば、個別制御方式であっても測定は必要です。							

空調設備等の管理	使用水	冷却塔	飲料系統との別	同系統・別系統	水質検査	適合・不適合	
			水源	上水道水・専用水道水・その他の井水・その他（ ）			
		加湿装置	飲料系統との別	同系統・別系統	水質検査	適合・不適合	
			水源	上水道水・専用水道水・その他の井水・その他（ ）			
	点検回数	冷却塔・冷却水		回/月			
		加湿装置		回/月			
		空調設備内の排水受け		回/月			
	清掃回数	冷却塔		回/年	清掃年月日	. .	
		冷却水の水管		回/年		. .	
		加湿装置		回/年		. .	
注) 使用水が飲料系統と別系統の場合は、飲料水と同様の水質検査が必要です。							
注) 上水道水とは、水道法第3条第2項に規定する水道から供給される水のことで。							

排水の管理	雑排水槽の清掃	回/年	清掃年月日	. .	
	汚水槽の清掃	回/年		. .	
	排水管の清掃	回/年		. .	
	粗集器の清掃	回/年		. .	

清掃	日常の掃除	回/日			
	大掃除	回/年	大掃除年月日	. .	

ねずみ等の防除	種別	生息	調査回数	調査年月日		薬剤を使用した場合	使用薬剤	主成分
	ねずみ	有・無	回/年	. .	. .			
	ゴキブリ	有・無	回/年	. .	. .			
	チョウバエ	有・無	回/年	. .	. .			
	その他（ ）	有・無	回/年	. .	. .			

※ 報告期間等

- ① この報告書は、4月1日から翌年3月31日までの維持管理についての報告です。
- ② 提出期限は、毎年1回、5月31日までです。
- ③ 該当しない項目は、斜線を引いてください。
- ④ 記載欄が不足した場合は、2枚以上に分けて作成してください。